

「株券電子化」について

「株券電子化」とは？

法令により、上場会社の株券そのものが無効になり、帳簿上で株主のお名前、ご住所、ご所有株式数等が電子的に管理される新しい制度に切り替えることを、「株券電子化」といいます。

「株券電子化」はいつ実施されるの？

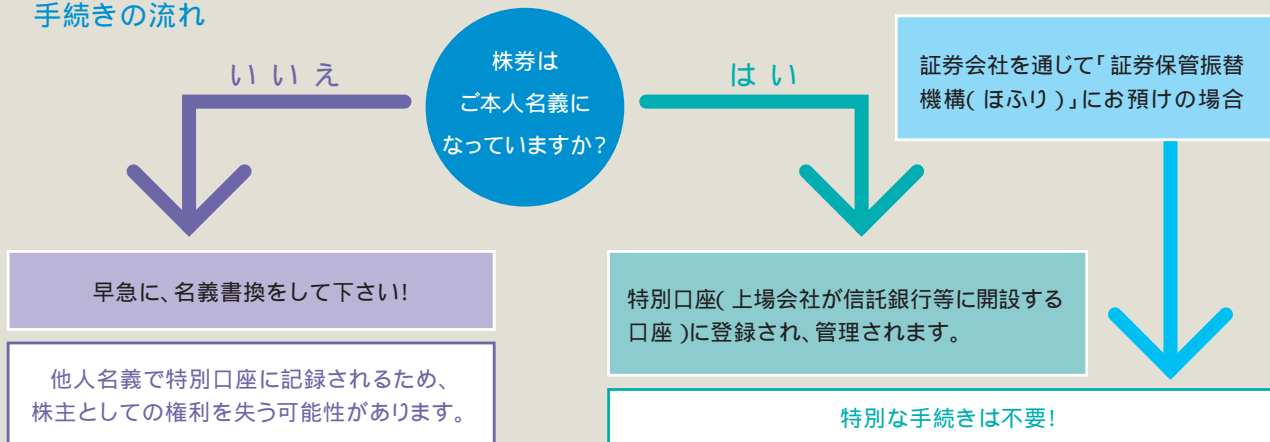
上場会社の「株券電子化」は、平成21年(2009年)1月実施に向けて経済界・金融界が準備を進めています。

正式には、政令により実施日が決定されます。

「株券電子化」のメリットは？

株券の紛失・盗難の可能性がなくなります。また、株券の名義書換を忘れるということもなくなり、株主としての権利を受けられないリスクがなくなります。

手続きの流れ



株券電子化実施直前は信託銀行・証券会社等の窓口が大変混雑することが予想されますので名義書換等の手続きはできるかぎり早急にお済ませください!! なお、「特別口座」では株式の売買はできません。株式を売買するには、電子化前に証券会社に株式をお預けいただくか、電子化後に「特別口座」から証券会社の口座に振替をしていただく必要があります。

名義書換等の各種お手続きに関しましては、最終ページをご覧ください。

配当金の口座振込指定手続きについて

ご所有の株式に対する配当金(中間配当金を含む)の受領方法には、配当金領収証により、ゆうちょ銀行(郵便局窓口を含む)の窓口で受け取る方法のほかに、ご指定の銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込にて受け取る方法がございます。

現在、配当金領収証にて配当金(中間配当金を含む)をゆうちょ銀行(郵便局窓口を含む)にて受領されている株主様には、より安全・確実な、銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込のご指定をおすすめいたします。

ご指定される場合、配当金振込指定書に必要事項をご記入・ご押印のうえ、三菱UFJ信託銀行へご送付ください。

すでに、銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込を指定されている株主様は手続き不要です。

平成19年10月1日より、郵便局が民営化されたため、郵便振替支払通知書が配当金領収証へ変更となっております。

配当金振込指定書記入例

配当金振込指定書(新規・変更)
株主様は配当金を振込指定の口座よりお振込みください。
※本表の欄の中に赤字にご記入ください。 平成 年 月 日

株式会社 神戸製鋼所

三菱UFJ信託銀行株式会社 あて
6 5 1 8 5 8 5 (電話) 078 261 5111

ご住所 **神戸市中央区
脇浜町二丁目10番26号**

ご氏名 **神戸 太郎**

銀行口座
1 2 3 4 5 6 7
コウベ タロウ
神戸 太郎

ゆうちょ
1 2 3 4 0 の 5 6 7 8 9 0 1 2
コウベ タロウ
神戸 太郎

お届印をご押印ください。

「銀行」もしくは、「ゆうちょ」のいずれかをご指定ください。

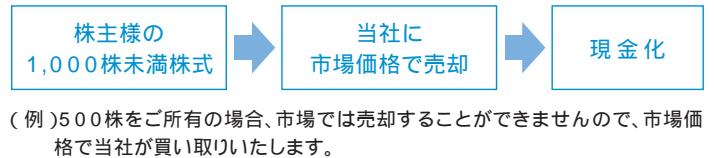
(注)配当金振込指定書には、色違いのものがございますが、記入事項および手続きに違いはございません。

配当金振込指定等の各種お手続きに関しましては、最終ページをご覧ください。

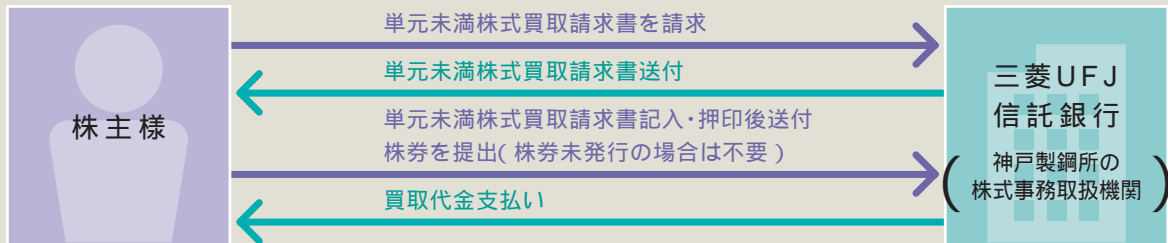
単元未満株式買取制度について

単元未満株式買取制度とは？

証券取引所で売買できない1,000株未満の株式(単元未満株式)をご所有の場合、**当社に対して市場価格で売却**することができる制度です。



手続きの流れ



単元未満株式の買取価格は？

株主様が買取請求を行なった日(買取請求書が三菱UFJ信託銀行大阪証券代行部もしくは同行全国本支店に到着した日)の東京証券取引所の終値で買い取りいたします。買取請求書が到着した日に売買取引が行なわれていない場合は、その後最初に行なう売買取引の成立価格で買い取りいたします。

【買取代金の計算式】

$$\text{買取代金} = \text{買取価格} \times \text{買取申込株数} - \text{手数料}$$

手数料に関しましては、お申込みをされる際に三菱UFJ信託銀行へご確認願います。

単元未満株式買取請求書記入例

Annotations on the form:

- ①: ご所有株券の株式数をご記入ください。 (Enter the number of shares you own in the share certificates.)
- ②: ご所有の登録株式数をご記入ください。 (Enter the number of registered shares you own.)
- ③: ①と②の合計株式数をご記入ください。 (Enter the total number of shares, the sum of ① and ②.)
- : 2ヶ所にお届印をご押印ください。 (Please stamp in two places.)

単元未満株式買取請求等の各種お手続きに関しましては、最終ページをご覧ください。

単元未満株式買増制度について

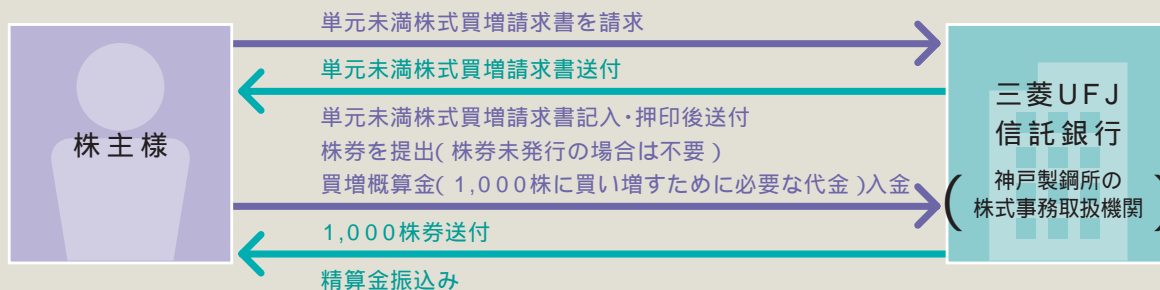
単元未満株式買増制度とは？

証券取引所で売買できない1,000株未満の株式をご所有の場合、合わせて1,000株にするのに必要な株式を**当社から市場価格で買い増し**することができる**制度**です。



(例)500株をご所有の場合、500株を当社から買い増して、1,000株とすることができます。

手続きの流れ



買増概算金とは？

1,000株に買い増すために前もってご入金いただくものです。

【買増概算金の計算式】

$$\text{買増概算金} = \text{前営業日終値} \times \text{買増申込株数} \times 1.3$$

買増概算金は、買増請求書が三菱UFJ信託銀行大阪証券代行部もしくは同行全国本支店に到着する前営業日の東京証券取引所の終値(買増請求をした日に売買取引のない場合には、その後最初に行なわれた売買取引の成立価格)で計算いたします。株主様が振込された買増概算金から買増代金・手数料を差し引いた額は、ご指定の口座へ返金いたします。

買増に必要な費用が不足するのを防ぐために、1.3を乗じております。買増概算金および手数料に関しましては、お申込みをされる際に三菱UFJ信託銀行へご確認願います。単元未満株式買増請求には受付停止期間がございますので、三菱UFJ信託銀行へご確認願います。

単元未満株式買増請求書記入例

ご所有の登録株式数をご記入ください。
 1,000株に不足する未満株式数 (1,000株 - ㉠ - ㉡)をご記入ください。
 2ヶ所にお届印をご押印ください。

単元未満株式買増請求等の各種お手続きに関しましては、最終ページをご覧ください。


株式に関するお手続きのご案内

当社の株式に関するお手続きは、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にて承っております。
当社株式に関してお困りのときはお気軽にダイヤルを!!

 **0120-094-777** (通話料無料)

株式に関する手続用紙のご請求

株式に関する手続用紙(名義変更、住所変更、配当金振込指定・変更、単元未満株式買取・買増請求および株式の相続手続に必要な届出用紙)のご請求につきましては、次の三菱UFJ信託銀行の電話およびインターネットにより、24時間受付しておりますので、ご利用ください。

受付番号： **0120-684-479**
(通話料無料・24時間自動音声応答サービス)

インターネットアドレス：
<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

「証券保管振替制度」をご利用の株式につきましては、お取引先証券会社にお問い合わせください。

郵便物送付先
〒530-0004
大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

当社株式に関する電話お問合せ先

お問合せ先
 **0120-094-777**
(通話料無料・オペレーターがお伺いいたします)

手続用紙のご請求
 **0120-684-479**
(通話料無料・24時間自動音声応答サービス)

お電話でのお問合せは、配当金支払い期間中などの場合、大変混み合うことがあり、つながりにくくなる可能性があります。ご了承願います。

KOBELCO

インターネット ホームページ <http://www.kobelco.co.jp>



この「株主の皆様へ」は環境に配慮し、無塩素漂白による、古紙パルプ15%、植林木・間伐材パルプ85%と、大豆油インキを使用しています。